

自由金利型定期預金（M型）規定・単利型（通帳式・証書式） （スーパー定期）

1.（預入れの最低金額）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）の預入れは一口1円以上とします。

2.（預金の支払時期等）

(1) この預金は、通帳（または証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

(2) あらかじめ自動解約入金の場合（以下「自動解約入金方式」といいます。）は、満期日以後に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座へ入金するものとします。

3.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（または証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」{中間利払日が複数ある場合、通帳（または証書）記載の中間利払日は、この預金の内容を通帳（または証書）に記載した日以後、最初に到来する中間利払日を表示します。}とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（または証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず、現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳（または証書）とともに提出してください。

B 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とします。中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応

じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| C 2年以上4年未満 | 約定利率×40% |

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| C 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| D 3年以上5年未満 | 約定利率×60% |

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| C 2年以上3年未満 | 約定利率×20% |
| D 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| E 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはありません。

(2) この預金を第2条第2項の自動解約入金方式以外の方法で解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳（または証書）とともに当店に提出してください。

5.（中間利息定期預金）

(1) 中間利息定期預金の利息については、第3条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、通帳に記載のうえ（証書式の場合、原則として預金証書は発行しないこととし）、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳（または証書）とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳（または証書）とともに提出してください。

6.（通帳記載事項または証書の効力）

自動解約入金方式により満期日以後に元利金をあらかじめ指定された預金口座へ入金した後は、通帳の当該受入れの記載（または証書）は無効となります。

この場合、通帳については通帳記載事項に解約の表示をした後、返却しますので、直ちに当店に提出してください。また、証書については直ちに当店に返却してください。

この他、「各定期預金共通規定」をご参照ください。

以 上